



潮 市 民 第 3 7 4 号
令和 6 年 1 2 月 1 9 日

潮来市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 小峰 進 様

潮来市長 原 浩道



潮来市国民健康保険税率の見直しについて（諮問）

本市では、「茨城県国民健康保険運営方針」に基づき、国民健康保険財政の健全化に向けた収納率の向上や医療費の適正化、適正な保険税率等の設定に取り組んでおります。令和 4 年度には、国民健康保険税の賦課方式を 2 方式とし、それにあわせ国民健康保険税率等の改正を行いました。

しかしながら、国民健康保険の被保険者は年々減少しており、それに伴い国民健康保険税の収入も減少しております。一方で、茨城県に納付する事業費納付金については、1 人当たりの納付金額が増加傾向にあり、この事業費納付金の主な財源は国民健康保険税であります。

令和 5 年度には、支払準備基金から一部繰入れを行っており、今後もこの状況が継続する見込みであることから、潮来市国民健康保険税条例の一部改正が必要になるとものと考えております。

つきましては、国民健康保険の安定的な財政運営及び効率的な事業運営を目指すため、国民健康保険税率について、見直しを行いたく、国民健康保険法第 11 条第 3 項、潮来市国民健康保険条例第 3 条及び同施行規則第 2 条の規定により、下記の事項について貴協議会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険税率について

(1) 基礎課税額の保険税率

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| ・ 所得割 | 6. 3 % (0. 6 % 増) |
| ・ 被保険者均等割 | 3 5 , 0 0 0 円 (3 , 0 0 0 円 増) |

(2) 後期高齢者支援金等課税額の保険税率

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| ・ 所得割 | 3. 0 % (0. 2 % 増) |
| ・ 被保険者均等割 | 1 7 , 0 0 0 円 (1 , 0 0 0 円 増) |

(3) 介護納付金課税額の保険税率

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| ・ 所得割 | 2. 1 % (0. 1 % 増) |
| ・ 被保険者均等割 | 1 6 , 0 0 0 円 (1 , 0 0 0 円 増) |